

令和 3年11月15日提出

第4回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 113 号議案	令和 3 年度浜松市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 114 号議案	令和 3 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 115 号議案	令和 3 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 116 号議案	令和 3 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 117 号議案	令和 3 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 118 号議案	令和 3 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 119 号議案	令和 3 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 120 号議案	浜松市個人情報保護条例の一部改正について	1
第 121 号議案	浜松市税条例の一部改正について	5
第 122 号議案	浜松市手数料条例の一部改正について	9
第 123 号議案	浜松市福祉交流センター条例の一部改正について	19
第 124 号議案	浜松市総合産業展示館条例の一部改正について	25
第 125 号議案	浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について	27
第 126 号議案	浜松市市民栄誉賞条例の制定について	31
第 127 号議案	当せん金付証票の発売について	33
第 128 号議案	養護老人ホームとよおか管理組合の解散について	35
第 129 号議案	指定管理者の指定について （浜松市防災学習センター）	37
第 130 号議案	指定管理者の指定について （浜松市市民協働センター）	39
第 131 号議案	指定管理者の指定について （アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館）	41
第 132 号議案	指定管理者の指定について （浜松市天竜庭球場ほか 2 施設）	43

第 133 号議案	指定管理者の指定について (浜松市天竜壬生ホール) ……………	45
第 134 号議案	指定管理者の指定について (浜松市春野福祉センター) ……………	47
第 135 号議案	指定管理者の指定について (浜松市根洗学園) ……………	49
第 136 号議案	指定管理者の指定について (浜松市新川モール) ……………	51
第 137 号議案	指定管理者の指定について (遠州灘海浜公園(白羽地区、中田島中地区、江之島地区)) ………	53
第 138 号議案	指定管理者の指定について (雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園) ……………	55
第 139 号議案	指定管理者の指定について (緑化推進センター) ……………	57
第 140 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立西図書館) ……………	59
第 141 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立積志図書館) ……………	61
第 142 号議案	指定管理者の指定について (浜松市立浜北図書館) ……………	63
第 143 号議案	指定管理者の指定について (浜松市秋野不矩美術館) ……………	65
報 第 26 号	専決処分の報告 ……………	67
監報第 17 号	定期監査等の結果に関する報告について ……………	別冊
監報第 18 号	例月出納検査の結果に関する報告について ……………	別冊

第 120 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市個人情報保護条例の一部改正について

浜松市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第37条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条各号（第2</p>

<u>規定する個人情報</u>	<u>号を除く。)</u> に掲げる個人情報
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第 121 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市税条例の一部改正について

浜松市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市税条例の一部を改正する条例

浜松市税条例（昭和29年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（中心市街地における償却資産に対して課する平成20年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第14条の6（略）</p> <p>（免税点の適用に関する特例）</p> <p>第15条（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（中心市街地における償却資産に対して課する平成20年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>第14条の6（略）</p> <p><u>（産業振興促進区域における固定資産税の特例）</u></p> <p><u>第14条の7 特別償却設備設置者（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者をいう。）の当該特別償却設備（同号イに規定する特別償却設備をいう。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、新たに課することになった年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（免税点の適用に関する特例）</p> <p>第15条（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第 122 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(略)		(略)	
土 木 ・ 建 築	(1)～(75) (略) (76) 長期優良住宅建築等計画認定の申請（新築の場合に限るものとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。） ア 登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合 (ア) 一戸建ての住宅 (略) (イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅 (1戸につき) 5,000 (ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅 (1戸につき) 4,000 (エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上50戸以下の住宅 (1戸につき) 2,000 (オ) 1棟当たりの戸数が51戸以上の住宅 (1戸につき) 1,000 イ 登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書（市長が別に定める性能表示事項が記載されたも	土 木 ・ 建 築	(1)～(75) (略) (76) 長期優良住宅建築等計画認定の申請（新築の場合に限るものとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。） ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合 (ア) 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅 (略) (イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅 26,000 (ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅 42,000 (エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅 68,000 (オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅 108,000 (カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅 164,000 (キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅 277,000 (ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅 350,000 (ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅 398,000

のに限る。)を添付する場合(アに該当する場合を除く。)			
(ア) 一戸建ての住宅	19,000		
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅(1戸につき)	12,000		
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅(1戸につき)	10,000		
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上25戸以下の住宅(1戸につき)	7,000		
(オ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅(1戸につき)	6,000		
(カ) 1棟当たりの戸数が51戸以上100戸以下の住宅(1戸につき)	5,000		
(キ) 1棟当たりの戸数が101戸以上300戸以下の住宅(1戸につき)	4,000		
(ク) 1棟当たりの戸数が301戸以上の住宅(1戸につき)	3,000		
ウ ア及びイ以外の場合			
(ア) 一戸建ての住宅	(略)	イ ア以外の場合	(略)
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅(1戸につき)	24,000	(ア) 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅	(略)
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅(1戸につき)	19,000	(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	118,000
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上25戸以下の住宅(1戸につき)	15,000	(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	187,000
(オ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅(1戸につき)	13,000	(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	368,000
(カ) 1棟当たりの戸数が51戸以上100戸以下の住宅(1戸につき)	11,000	(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅	656,000
(キ) 1棟当たりの戸数が101戸以上300戸以下の住宅(1戸につき)	10,000	(カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅	1,127,000
(ク) 1棟当たりの戸数が301戸以上の住宅(1戸につき)	9,000	(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅	2,082,000
(77) 長期優良住宅建築等計		(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅	2,974,000
		(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅	3,643,000
		(77) 長期優良住宅建築等計	

画認定の申請（増築又は改築の場合に限るものとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）

ア 登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

(ア) <u>一戸建ての住宅</u>	(略)
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	7,000
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	6,000
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上25戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	4,000
(オ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	3,000
(カ) 1棟当たりの戸数が51戸以上200戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	2,000
(キ) 1棟当たりの戸数が201戸以上の住宅 <u>(1戸につき)</u>	1,000

イ ア以外の場合

(ア) <u>一戸建ての住宅</u>	76,000
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	35,000
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	28,000
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上25戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	22,000
(オ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅	20,000

画認定の申請（増築又は改築の場合に限るものとし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合

(ア) <u>1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅</u>	(略)
(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	38,000
(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	61,000
(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	101,000
(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅	161,000
(カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅	245,000
(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅	415,000
(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅	525,000
(ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅	595,000

イ ア以外の場合

(ア) <u>1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅</u>	77,000
(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	176,000
(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	280,000
(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	550,000
(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸	983,000

(1戸につき)			
(カ) 1棟当たりの戸数が51戸以上100戸以下の住宅	17,000	以下の住宅	(カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅
(1戸につき)			
(キ) 1棟当たりの戸数が101戸以上200戸以下の住宅	16,000	(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅	(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅
(1戸につき)			
(ク) 1棟当たりの戸数が201戸以上300戸以下の住宅	15,000	(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅	(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅
(1戸につき)			
(ケ) 1棟当たりの戸数が301戸以上の住宅	14,000	(ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅	(ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅
(78) (略)		(78) (略)	
(79) 長期優良住宅建築等計画変更認定の申請（新築の場合に限るものとし、当該変更が軽微なものであると市長が認める場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）		(79) 長期優良住宅建築等計画変更認定の申請（新築の場合に限るものとし、当該変更が軽微なものであると市長が認める場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。）	
ア 登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合		ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合	
(ア) 一戸建ての住宅	(略)	(ア) 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅	(略)
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅	3,000	(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	8,000
(1戸につき)			
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅	2,000	(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	14,000
(1戸につき)			
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上の住宅	1,000	(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	21,000
(1戸につき)			
		(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅	35,000
		(カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅	57,000
		(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅	95,000
		(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅	118,000

		(ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅	131,000
イ 登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書（市長が別に定める性能表示事項が記載されたものに限る。）を添付する場合（アに該当する場合を除く。）			
(ア) 一戸建ての住宅	6,000		
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅（1戸につき）	4,000		
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅（1戸につき）	3,000		
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上50戸以下の住宅（1戸につき）	2,000		
(オ) 1棟当たりの戸数が51戸以上の住宅（1戸につき）	1,000		
ウ ア及びイ以外の場合		イ ア以外の場合	
(ア) 一戸建ての住宅	(略)	(ア) 1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅	(略)
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅（1戸につき）	12,000	(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	56,000
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅（1戸につき）	10,000	(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	89,000
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上25戸以下の住宅（1戸につき）	8,000	(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	169,000
(オ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅（1戸につき）	7,000	(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅	302,000
(カ) 1棟当たりの戸数が51戸以上100戸以下の住宅（1戸につき）	6,000	(カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅	518,000
(キ) 1棟当たりの戸数が101戸以上の住宅（1戸につき）	5,000	(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅	948,000
		(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅	1,339,000
(80) 長期優良住宅建築等計画変更認定の申請（増築又は改築の場合に限るものとし、当該変更が軽微なものである）		(ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅	1,626,000
		(80) 長期優良住宅建築等計画変更認定の申請（増築又は改築の場合に限るものとし、当該変更が軽微なものである）	

ると市長が認める場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)

ア 登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合

(ア) <u>一戸建ての住宅</u>	(略)
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	4,000
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上25戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	3,000
(エ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	2,000
(オ) 1棟当たりの戸数が51戸以上の住宅 <u>(1戸につき)</u>	1,000

イ ア以外の場合

(ア) <u>一戸建ての住宅</u>	(略)
(イ) 1棟当たりの戸数が2戸以上5戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	18,000
(ウ) 1棟当たりの戸数が6戸以上10戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	14,000
(エ) 1棟当たりの戸数が11戸以上25戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	11,000
(オ) 1棟当たりの戸数が26戸以上50戸以下の住宅 <u>(1戸につき)</u>	9,000

ると市長が認める場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合を除く。)

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面(市長が別に定めるものに限る。)を添付する場合

(ア) <u>1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅</u>	(略)
(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	12,000
(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	20,000
(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	31,000
(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅	52,000
(カ) 1棟当たりの申請に係る戸数が51戸以上100戸以下の住宅	84,000
(キ) 1棟当たりの申請に係る戸数が101戸以上200戸以下の住宅	140,000
(ク) 1棟当たりの申請に係る戸数が201戸以上300戸以下の住宅	175,000
(ケ) 1棟当たりの申請に係る戸数が301戸以上の住宅	194,000

イ ア以外の場合

(ア) <u>1棟当たりの申請に係る戸数が1戸の住宅</u>	(略)
(イ) 1棟当たりの申請に係る戸数が2戸以上5戸以下の住宅	83,000
(ウ) 1棟当たりの申請に係る戸数が6戸以上10戸以下の住宅	134,000
(エ) 1棟当たりの申請に係る戸数が11戸以上25戸以下の住宅	254,000
(オ) 1棟当たりの申請に係る戸数が26戸以上50戸以下の住宅	456,000

(カ) 1棟当たりの戸数が51戸以上 <u>200戸</u> 以下の住宅 (1戸につき)	8,000	(カ) 1棟当たりの <u>申請に係る</u> 戸数が51戸以上 <u>100戸</u> 以下の住宅	781,000
(キ) 1棟当たりの <u>戸数が201戸</u> 以上の住宅 (1戸につき)	7,000	(キ) 1棟当たりの <u>申請に係る</u> 戸数が <u>101戸</u> 以上 <u>200戸</u> 以下の住宅	1,431,000
		(ク) 1棟当たりの <u>申請に係る</u> 戸数が <u>201戸</u> 以上 <u>300戸</u> 以下の住宅	2,021,000
		(ケ) 1棟当たりの <u>申請に係る</u> 戸数が <u>301戸</u> 以上の住宅	2,454,000
(81) (略)		(81) (略)	
		(82) <u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可の申請</u>	160,000
(82)～(85) (略)		(83)～(86) (略)	
(86) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下 <u>第88号</u> までにおいて同じ。）の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。 ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築又は改築（以下 <u>第88号</u> までにおいて「増築等」という。）の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た値（以下「BEI値」という。）を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が		(87) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる金額の合計額。ただし、工場等（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下 <u>第89号</u> までにおいて同じ。）の部分及びその他の非住宅部分を有する建築物にあっては、当該合計額と、当該工場等の部分を当該その他の非住宅部分とみなして算定した金額のいずれか低い金額とする。 ア 住宅及び工場等以外の建築物又はその部分（エに規定する建築物及びモデル建物法により評価を行ったものを除く。）の床面積（その増築又は改築（以下 <u>第89号</u> までにおいて「増築等」という。）の場合において、当該増築等の部分以外の非住宅部分の一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除して得た値（以下「BEI値」という。）を1.1以上としているときにあっては、当該増築等の部分の床面積）の合計が	

<p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(87)～(92) (略)</p> <p>(93) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、<u>第89号</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(94)～(104) (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>(ア)～(キ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(88)～(93) (略)</p> <p>(94) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定の申請(他の建築物を新たに記載する変更が含まれる場合に限る。)</p> <p>次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 当該計画において新たに記載する他の建築物につき、<u>第90号</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額に相当する金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(95)～(105) (略)</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正後の別表土木・建築の項第76号、第77号、第79号及び第80号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における長期優良住宅建築等計画（同条第3項の規定の適用を受けるものを除く。）に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第 123 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市福祉交流センター条例の一部改正について

浜松市福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市福祉交流センター条例の一部を改正する条例

浜松市福祉交流センター条例（平成14年浜松市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第8条関係）					別表（第8条関係）				
1 ホール					1 ホール				
利用時間 区分		午前	午後	夜間	利用時間 区分		午前	午後	夜間
		午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで			午前9時から午前12時まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
利用区分		円	円	円	利用区分		円	円	円
平日	福祉関係団体	7,640	17,540	20,840	楽屋なし	平日 福祉関係団体	8,400	19,290	22,920
	その他	12,040	22,000	27,500		その他	13,240	24,200	30,250
日曜日 土曜日 休日	福祉関係団体	13,140	20,840	23,040	日曜日 土曜日 休日	福祉関係団体	14,450	22,920	25,340
	その他	16,500	27,500	29,640	日曜日 土曜日 休日	その他	18,150	30,250	32,600
					楽屋1室あり	平日 福祉関係団体	8,690	19,630	23,310
						その他	13,830	24,890	31,030
					日曜日 土曜日 休日	福祉関係団体	14,740	23,260	25,730
					日曜日 土曜日 休日	その他	18,740	30,940	33,380
					楽屋2室あり	平日 福祉関係団体	8,980	19,970	23,700
						その他	14,420	25,580	31,810
					日曜日 土曜日 休日	福祉関係団体	15,030	23,600	26,120
					日曜日 土曜日 休日	その他	19,330	31,630	34,160
					楽屋3室あり	平日 福祉関係団体	9,270	20,310	24,090
						その他	15,010	26,270	32,590

備考 (略)

2 会議室等

利用時間区分			午前9時	午後6時	午後9時
			から午後6時まで 1時間につき	から午後9時まで 1時間につき	から午後9時30分まで
利用区分	会議室		円	円	円
	大会議室	福祉関係団体		1,550	1,830
その他			3,100	3,660	1,830
21 会議室	福祉関係団体		600	730	360
	その他		1,210	1,460	730
22 会議室	福祉関係団体		600	730	360
	その他		1,210	1,460	730
31 会議室	福祉関係団体		250	360	180
	その他		500	730	360
32 会議室	福祉関係団体		1,080	1,260	630
	その他		2,170	2,530	1,260
33 会議室	福祉関係団体		240	240	120
	その他		480	480	240
41 会議室	福祉関係団体		350	410	200
	その他		710	830	410
43 会議室	福祉関係団体		530	530	260

日曜日	福祉関係団体	15,320	23,940	26,510
土曜日	その他	19,920	32,320	34,940
休日	その他			

備考 (略)

2 会議室等

利用時間区分			午前9時から午後9時まで 1時間につき	午後9時から午後9時30分まで	
			円	円	
会議室	大会議室	福祉関係団体	1,700	850	
		その他	3,410	1,700	
	特別会議室	福祉関係団体	1,190	590	
		その他	2,380	1,190	
	41ギヤラリー	福祉関係団体	580	290	
		その他	1,160	580	
	43ギヤラリー	福祉関係団体	580	290	
		その他	1,160	580	
	44ギヤラリー	福祉関係団体	390	190	
		その他	780	390	
	45ギヤラリー	福祉関係団体	390	190	
		その他	780	390	
	講習室	第1講習室	福祉関係団体	200	90
			その他	400	190
第2講習室		福祉関係団体	200	90	
		その他	400	190	
第3講習室	福祉関係団体	200	90		
	その他	400	190		
第4講習室	福祉関係団体	200	90		
	その他	400	190		
小ホール	舞台付き	福祉関係団体	800	400	
		その他	1,600	800	
	舞台なし	福祉関係団体	690	340	
		その他	1,390	690	
交歓の広場占用利用			1,410	700	

		その他	1,060	1,060	530	
講習室	第1講習室	福祉関係団体	180	180	90	
		その他	370	370	180	
	第2講習室	福祉関係団体	180	180	90	
		その他	370	370	180	
	第3講習室	福祉関係団体	180	180	90	
		その他	370	370	180	
	第4講習室	福祉関係団体	180	180	90	
		その他	370	370	180	
	料理教室		福祉関係団体	820	820	410
			その他	1,650	1,650	820
	大広間	和室	福祉関係団体	730	730	360
			その他	1,460	1,460	730
洋室		福祉関係団体	630	780	390	
		その他	1,270	1,570	780	
交歓の広場占用利用			1,290	3,010	1,500	
練習室専用利用	第1練習室	福祉関係団体	550	550	270	
		その他	1,110	1,110	550	
	第2練習室	福祉関係団体	550	550	270	
		その他	1,110	1,110	550	
	第3練習室	福祉関係団体	550	550	270	
		福祉関係団体				

スタジオ専用利用	第1スタジオ	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
	第2スタジオ	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
	第3スタジオ	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
多目的室専用利用	51多目的室	福祉関係団体	300	150
		その他	610	300
	52多目的室	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
	53多目的室	福祉関係団体	610	300
		その他	1,220	600
スタジオ又は多目的室個人利用 1人1回につき				220円

	その 他	1,110	1,110	550
練習室個人利用 1人1回につき		200円		

備考

1 この表の規定にかかわらず、福祉関係団体のうち市長が認めるものが、障害者等の福祉の増進を図る目的で3 2 会議室を利用する場合の利用料金は、無料とする。

2 この表の規定にかかわらず、障害者等の機能回復訓練又は健康増進を図る目的で練習室を個人利用する場合の利用料金は、無料とする。

3・4 (略)

5 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

6 (略)

3～5 (略)

6 駐車場(福祉関係団体が利用する場合を除く。)

1回につき 200円

備考

1 この表の規定にかかわらず、福祉関係団体のうち市長が認めるものが、障害者等の福祉の増進を図る目的で特別会議室を利用する場合の利用料金は、無料とする。

2 この表の規定にかかわらず、障害者等の機能回復訓練又は健康増進を図る目的でスタジオ又は多目的室を個人利用する場合の利用料金は、無料とする。

3・4 (略)

5 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額

6 (略)

3～5 (略)

6 駐車場(福祉関係団体が利用する場合を除く。)

1時間につき 200円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の浜松市福祉交流センター条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による利用の許可及び新条例第8条の規定による利用料金の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この条例の公布の際現に改正前の浜松市福祉交流センター条例（以下「旧条例」という。）別表の1に規定するホールの利用の許可を受けている者は、新条例別表の1に規定するホール（楽屋3室あり）の利用の許可を受けている者とみなす。この場合において、当該利用の許可に係る利用料金の額については、新条例別表の1の規定にかかわらず、当該旧条例別表の1に規定するホールの利用の許可に係る利用料金の額とする。

第 124 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市総合産業展示館条例の一部改正について

浜松市総合産業展示館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市総合産業展示館条例の一部を改正する条例

浜松市総合産業展示館条例（昭和46年浜松市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）				
1 （略）			1 （略）				
2 <u>商談室等</u>			2 <u>控室等</u>				
	利用時間	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		利用時間	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
<u>商談室</u>		円	円			円	円
		<u>7,330</u>	<u>4,760</u>		<u>1A控室</u>	<u>2,980</u>	<u>1,780</u>
<u>第1号控室</u>		<u>2,980</u>	<u>1,780</u>		<u>1B控室</u>	<u>1,620</u>	<u>960</u>
<u>第2号控室</u>	(略)				<u>2A控室</u>	(略)	
					<u>2B控室</u>	<u>3,340</u>	<u>1,980</u>
					<u>2C控室</u>	<u>5,110</u>	<u>3,030</u>
<u>屋外広場</u>	(略)				<u>屋外広場</u>	(略)	
3～6 （略）			3～6 （略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の別表の2に規定する商談室、第1号控室又は第2号控室の利用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の別表の2に規定する2C控室、1A控室又は2A控室の利用の許可を受けている者とみなす。

第 125 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部改正について

浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市水防団条例及び浜松市消防団に関する条例の一部を改正する条例

(浜松市水防団条例の一部改正)

第1条 浜松市水防団条例(昭和38年浜松市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2</u> 前条に定めるもののほか、水防団長及び水防団員の任免、費用弁償及び服務並びに報酬の支給方法については、浜松市消防団に関する条例(昭和40年浜松市条例第16号)の規定を準用する。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項に定めるもののほか、災害出動(警戒出動を含む。)又は訓練に勤務した水防団長及び水防団員には、報酬を支給する。この場合においては、<u>浜松市消防団に関する条例(昭和40年浜松市条例第16号)別表第2の規定を準用する。</u></p> <p><u>3</u> 前条に定めるもののほか、水防団長及び水防団員の任免、費用弁償及び服務並びに報酬の支給方法については、浜松市消防団に関する条例の規定を準用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市消防団に関する条例の一部改正)

第2条 浜松市消防団に関する条例(昭和40年浜松市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(費用弁償)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、災害出動(警戒出動を含む。以下同じ。)又は訓練に勤務した消防団員(以下「団員」という。)には、別表第2に掲げる報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p>

第8条 消防団員（以下「団員」という。）

が災害出動（警戒出動を含む。以下同じ。）及び訓練に勤務したときは、別表第2に掲げる費用を支給する。

2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行するときは、浜松市職員の旅費に関する条例（昭和35年浜松市条例第26号）に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の旅費に相当する費用を支給する。この場合において、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級を適用する。

(1)～(5) (略)

(支給方法)

第9条 団員の報酬及び費用弁償の支給方法は、浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）及び浜松市職員の旅費に関する条例の例による。

別表第2（第8条関係）

区分	支給額
災害出動	1回につき3,000円
訓練	1回につき2,000円

備考 災害出動に引き続き4時間を超えて勤務したときの計算は、4時間を超える4時間までごとに1回の勤務があったものとみなす。

第8条

団員が公務のため旅行するときは、浜松市職員の旅費に関する条例（昭和35年浜松市条例第26号）に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の旅費に相当する費用を支給する。この場合において、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職務の級を適用する。

(1)～(5) (略)

(支給方法)

第9条 団員の報酬及び費用弁償の支給方法は、浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例（昭和31年浜松市条例第48号）の例による。

別表第2（第7条関係）

区分	支給額
災害出動	4時間以下 円 4,000
日につき	4時間を超えて7時間45分まで 8,000
	7時間45分を超えて15時間30分まで 16,000
	15時間30分超 24,000
訓練	1回につき 3,000

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市水防団条例の規定は、令和4年4月1日以後の勤務（同日前から引き続く勤務を除く。）に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の勤務及び同日以後の勤務（同日前から引き続く勤務に限る。）に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市消防団に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後の勤務（同日前から引き続く勤務を除く。）に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前の勤務及び同日以後の勤務（同日前から引き続く勤務に限る。）に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

第 126 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

浜松市市民栄誉賞条例の制定について

浜松市市民栄誉賞条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市市民栄誉賞条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民又は市に縁故の深い者で、市民に希望を与えることに顕著な功績があったものに対し、浜松市市民栄誉賞（以下「栄誉賞」という。）を授与することについて必要な事項を定める。

(栄誉賞の対象者)

第2条 市長は、次に掲げる者に対し、栄誉賞を授与する。

- (1) オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会において、顕著な功績があった者
- (2) 学術、文化又は芸術の分野において、顕著な功績があった者（市長が別に定める表彰等を受けた者に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、栄誉賞の授与に値する顕著な功績があったと市長が認める者

2 前項に規定する者は、市民又は市に縁故の深い者でなければならない。

(栄誉賞の授与の方法)

第3条 栄誉賞の授与は、表彰状に記念品を添えて行う。

2 栄誉賞の授与は、随時行う。

(公表)

第4条 市長は、栄誉賞を授与するときは、その者の氏名及び功績を公表する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 127 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

当せん金付証券の発売について

令和 4 年度における当せん金付証券の発売に関し、次のように定めることについて、当せん金付証券法（昭和 2 3 年法律第 1 4 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴 木 康 友

令和 4 年度当せん金付証券発売の限度額は、6 8 億円とする。

第 128 号 議 案

令和 3年11月15日提 出

養護老人ホームとよおか管理組合の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定に基づき、磐田市及び森町との協議により、令和4年3月31日をもって養護老人ホームとよおか管理組合を解散することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴 木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市防災学習センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区鍛冶町 3 1 9 番地の 2 8
名 称 遠鉄アシスト・ぴっぴ共同事業体
代表者 浜松市中区鍛冶町 3 1 9 番地の 2 8
遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 河野 延之
構成員 浜松市中区富塚町 1 4 0 6 番地の 1 0
特定非営利活動法人はままつ子育てネットワーク
ぴっぴ
理事長 原田 博子

- 3 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市市民協働センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区常盤町133番地の13
名 称 浜松市民協働サポートグループ
代表者 浜松市中区常盤町133番地の13
株式会社東海まちづくり研究所
代表取締役 山内 秀彦
構成員 浜松市中区東伊場一丁目25番14-3号
スカイレジデンスⅡ 202
認定NPO法人魅惑的倶楽部
理事長 鈴木 恵子
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 アクトシティ浜松
 浜松市楽器博物館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町111番地の1
 名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
 代表理事 伊藤 修二

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市天竜庭球場
浜松市天竜武道館
船明ダム運動公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市東区和田町808番地の1
名 称 公益財団法人浜松市スポーツ協会グループ
代表者 浜松市東区和田町808番地の1
公益財団法人浜松市スポーツ協会
会長 大坪 豊生
構成員 浜松市中区寺島町200番地
株式会社河合楽器製作所
代表取締役社長 河合 弘隆

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市天竜壬生ホール

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町111番地の1
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 伊藤 修二

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市春野福祉センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区常盤町132番地の18
名 称 中部ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市根洗学園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市北区根洗町681番地の5
名 称 社会福祉法人ひかりの園
理事長 川島 順三

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市新川モール

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区佐鳴台六丁目8番30号
名 称 株式会社HACK
代表取締役 高林 健太

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 遠州灘海浜公園（白羽地区、中田島中地区、江之島地区）
- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人 浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 雄踏総合公園
浜松市舞阪表浜公園

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区常盤町132番地の18
名 称 中部ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 緑化推進センター

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区上島三丁目27番12号
名 称 一般財団法人浜松公園緑地協会
理事長 池谷 和宏

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立西図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都文京区大塚三丁目1番1号
名 称 株式会社図書館流通センター
代表取締役 細川 博史

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立積志図書館

- 2 指定管理者 所在地 東京都中野区弥生町二丁目8番15号
名 称 ヴィアックス・東海ビル管理共同事業体
代表者 東京都中野区弥生町二丁目8番15号
株式会社ヴィアックス
代表取締役 小川 巧次
構成員 浜松市東区和田町708番地の1
東海ビル管理株式会社
代表取締役 高橋 一博

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市立浜北図書館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区鍛冶町319番地の28
名 称 遠鉄アシスト株式会社
代表取締役 河野 延之

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市秋野不矩美術館

- 2 指定管理者 所在地 浜松市中区板屋町111番地の1
名 称 公益財団法人浜松市文化振興財団
代表理事 伊藤 修 二

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、交通事故、物損事故にかかる和解及び損害賠償の額並びに工事請負契約の変更について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
36	令和3年 10月11日	和 解 372,000円	浜松市浜北区 豊保 A氏	令和元年 7月8日	浜松市東区 豊町3257番地地 先 物損事故
事故の状況		午後8時00分頃、相手方車両が県道二俣浜松線を北進中、道路上に発生した穴ぼこ（幅50cm×長さ80cm×深さ5cm）に車輪を落とし、左側前後輪ホイールを損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市60% 相手方40%			
対 策		令和元年7月 補修工事完了。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
37	令和3年 10月15日	和 解 124,410円	浜松市東区 小池町 B氏	令和3年 7月30日	浜松市東区 有玉南町1858番 地地先 物損事故
事故の状況		午後8時00分頃、相手方車両が市道有玉南51号線を東進中、舗装が劣化した箇所でアスファルト片を跳ね上げ、車両の左側前部ドア等を損傷した物損事故である。			
負担割合		浜松市100%			
対策		令和3年7月 応急復旧完了。 令和3年9月 本復旧完了。			

交通事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
38	令和3年 9月10日	和 解 30,250円	浜松市西区 舘山寺町 C氏	令和3年 7月1日	浜松市中区 住吉二丁目17番4 号地先 交通事故（物損）
事故の状況		午後3時00分頃、公用車が訪問先駐車場から左折にて発進した際、公用車の左後方側面が相手方民家の境界にあるブロック塀に接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対策		事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、課員への再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。また、乗車前の周囲の状況確認及び運転時の安全確認を徹底するよう指導した。			

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
39	令和3年 9月15日	和 解 89,100円	浜松市東区 笠井上町 D氏	令和3年 5月7日	浜松市東区 笠井上町415番の4 地先 交通事故（物損）
事故の状況		午前9時15分頃、ごみ収集塵芥車が市道笠井上12号線を東進中、市道笠井上20号線に右折して侵入しようとした際、ごみ収集塵芥車の右側後部が相手方敷地境界フェンスに接触した物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員に厳重注意を行うとともに、課員に対して、運転時にはいかなる状況下でも冷静な判断をし、周りの状況に注意して必ず目視でも確認するよう指導した。また、当該指導内容を徹底するため、標語を作成し、事業所内に掲示した。			

物損事故

専 決		和解及び損害 賠償の額	相手方の 住所・氏名	事故発生 年月日	事故発生場所 及び事故の内容
番号	年月日				
40	令和3年 10月14日	和解 22,000円	浜松市中区 板屋町103番地 の3 NTT浜松ビル4階 NTTビジネスソ リューションズ 株式会社静岡ビ ジネス営業部 静岡ビジネス営 業部長 北川 幹根	令和3年 8月21日	浜松市西区 雄踏町宇布見9981番地 の1 雄踏総合体育館駐車場 物損事故
事故の状況		午前8時30分頃、雄踏総合体育館駐車場において、公用車から降りる際、相手方の貸与物品である携帯電話を落下させ背面ガラスを破損させた物損事故である。			
過失割合		浜松市100%			
対 策		事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、本業務に従事する職員全員に改めて貸与物品の取り扱いについて注意喚起した。			

工事請負契約の変更

専 決		工事の名称	契約金額		契約変更 年 月 日
番号	年 月 日		変更前	変更後	
41	令和3年 8月31日	浜松市立可美小学校 校舎改築第1期工事 (建築工事)	866,800,000円	865,901,300円	令和3年 8月31日
変更の理由 ルーバーの仕様変更等に伴う減額変更 減額率 △0.104%					
工事の概要 南校舎西棟改築工事 鉄筋コンクリート造3階建 延 3,165.17㎡ 既存南校舎西棟解体工事 鉄筋コンクリート造3階建 延 2,616.74㎡ 既存北校舎東棟及び既存南校舎東棟改修工事、外構工事等一式 契 約 者 須山・鈴木特定建設工事共同企業体 代 表 者 浜松市中区布橋二丁目6番1号 取締役社長 須山 雄造 (当初契約時：須山 宏造) 議決状況等 令和元年6月21日 第92号議案 原案可決 866,800,000円					